

福祉交流施設条例（平成6年岩手県条例第50号）第6条第2項の規定により、ふれあいランド岩手の利用料金を次のとおり承認した。

令和6年9月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 表1に掲げる額（附属の設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表2に掲げる額を加算した額）

表1 施設の利用料金

1 体育施設の個人利用料金

区 分	単 位		児童、生徒及び学生	一 般
プール	普通使用	1回につき	円 260	円 510
		回数使用	5回につき	2,400
		11回につき		4,800
体育館	1回につき		60	120
トレーニングルーム	普通使用	1回1時間までごとに	190	390
		回数使用	5回につき	1,750
		11回につき		3,600
陸上競技場	1回につき		60	120
アーチェリー場	1時間までごとに		60	120

2 体育施設の貸切利用料金

(1) プール

区 分		単 位	10時から 12時まで	13時から 17時まで	17時から 21時まで	10時から 17時まで	13時から 21時まで	10時から 21時まで
全面使用	児童、生徒及び学 生		円 10,200	円 20,390	円 25,500	円 30,600	円 45,900	円 56,110
		1時間までごとに	5,320	5,320	6,650			
	一般		20,390	40,800	51,010	61,200	91,810	112,200
		1時間までごとに	10,650	10,650	13,320			
区分使用（ 1コース）	児童、生徒及び学 生		1,720	3,450	4,270	5,170	7,720	9,430
		1時間までごとに	890	890	1,110			
	一般		3,450	6,890	8,540	10,330	15,430	18,870
		1時間までごとに	1,790	1,790	2,220			

備考1 10時前に使用する場合は、又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合は、その超える時間1時間につき、10時前のときは10時から12時までの、12時から17時までのときは13時から17時までの、17時後のときは17時から21時までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

2 児童、生徒及び学生又は一般が1時間までごとに全面使用する場合における利用料金の額は、10時から12時まで、13時から17時まで及び17時から21時までのそれぞれの区分の利用料金の額を上限とする。

3 児童、生徒及び学生又は一般が1時間までごとに区分使用（1コース）する場合における利用料金の額は、10

時から12時まで、13時から17時まで及び17時から21時までのそれぞれの区分の利用料金の額を上限とする。

(2) プール以外の施設

区 分			単 位	9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで	
体育館	全面使用	児童、生徒 及び学生		円	円	円	円	円	円	
				1,850	2,420	3,060	4,270	5,480	7,340	
		1時間までごとに			630	630	800			
		一般		3,700	4,840	6,130	8,540	10,970	14,650	
	1時間までごとに			1,260	1,260	1,590				
	区分使用 (半面)	児童、生徒 及び学生		960	1,210	1,530	2,170	2,740	3,700	
			1時間までごとに			310	310	390		
		一般		1,910	2,420	3,060	4,330	5,480	7,390	
			1時間までごとに			630	630	800		
	区分使用 (4分の 1面)	児童、生徒 及び学生		510	630	760	1,160	1,410	1,910	
			1時間までごとに			160	160	190		
		一般		1,010	1,280	1,530	2,290	2,790	3,830	
1時間までごとに				330	330	390				
第1卓球 室	全面使用	児童、生徒 及び学生		1,720	2,290	2,870	4,020	5,170	6,890	
			一般	3,450	4,590	5,730	8,030	10,330	13,770	
	区分使用	児童、生徒 及び学生	1時間までごとに1台ごとに190円							
		一般	1時間までごとに1台ごとに390円							
第2卓球 室	児童、生徒及び学生		1時間までごとに330円							
	一般		1時間までごとに630円							
陸上競技 場	児童、生徒及び学生		円	円	円	円	円	円		
			1,410	1,850	1,850	3,250	3,700	5,100		
	1時間までごとに			480	480	480				
	一般		2,790	3,700	3,700	6,510	7,390	10,200		
1時間までごとに			960	960	960					
テニスコ ート	全面使用	児童、生徒 及び学生		6,880	9,190	9,190	16,070	18,370	25,260	
			一般	13,770	18,370	18,370	32,130	36,730	50,490	
	区分使用	児童、生徒 及び学生	1時間までごとに1面ごとに570円							
		一般	1時間までごとに1面ごとに1,160円							
ゲートボ ール場	全面使用	児童、生徒 及び学生		円	円	円	円	円	円	
				1,530	2,050	2,050	3,580	4,080	5,610	
	一般	3,060	4,080	4,080	7,140	8,170	11,230			
区分使用	児童、生徒	1時間までごとに1面ごとに260円								

	及び学生		1時間までごとに1面ごとに510円					
	一般							
アーチェリー場	児童、生徒 及び学生		円	円	円	円	円	円
		1時間までごとに	760	1,010	1,010	1,780	2,050	2,790
	一般		260	260	260			
		1時間までごとに	1,530	2,050	2,050	3,580	4,080	5,610

備考1 9時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合は、その超える時間1時間につき、9時前のときは9時から12時までの、12時から17時までのときは13時から17時までの、17時後のときは17時から21時までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

2 児童、生徒及び学生又は一般が1時間までごとに体育館を全面使用する場合における利用料金の額は、9時から12時まで、13時から17時まで及び17時から21時までのそれぞれの区分の利用料金の額を上限とする。

3 児童、生徒及び学生又は一般が1時間までごとに体育館を区分使用（半面）する場合における利用料金の額は、9時から12時まで、13時から17時まで及び17時から21時までのそれぞれの区分の利用料金の額を上限とする。

4 児童、生徒及び学生又は一般が1時間までごとに体育館を区分使用（4分の1面）する場合における利用料金の額は、9時から12時まで、13時から17時まで及び17時から21時までのそれぞれの区分の利用料金の額を上限とする。

5 児童、生徒及び学生又は一般が1時間までごとに陸上競技場を使用する場合における利用料金の額は、9時から12時まで、13時から17時まで及び17時から21時までのそれぞれの区分の利用料金の額を上限とする。

6 児童、生徒及び学生又は一般が1時間までごとにアーチェリー場を使用する場合における利用料金の額は、9時から12時まで、13時から17時まで及び17時から21時までのそれぞれの区分の利用料金の額を上限とする。

3 会議室等の貸切利用料金

区 分	9時から12時 まで	13時から17時 まで	17時から21時 まで	9時から17時 まで	13時から21時 まで	9時から21時 まで
第1会議室	円 1,660	円 2,170	円 2,790	円 3,830	円 4,970	円 6,630
第2会議室	1,660	2,170	2,790	3,830	4,970	6,630
第1教養室	1,410	1,910	2,420	3,310	4,330	5,730
第2教養室	1,010	1,280	1,660	2,290	2,940	3,960
第1研修室	1,530	2,050	2,550	3,580	4,590	6,130
第2研修室	1,910	2,420	3,060	4,330	5,480	7,390
第3研修室	1,910	2,420	3,060	4,330	5,480	7,390
創作室	1,530	1,910	2,420	3,450	4,330	5,850
陶芸室	1,780	2,420	3,060	4,210	5,480	7,260
音楽室	1,910	2,550	3,180	4,470	5,730	7,650
調理実習室	2,290	2,940	3,700	5,230	6,630	8,920
子ども広場	1,660	2,170	2,790	3,830	4,970	6,630

備考 9時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合は、その

超える時間1時間につき、9時前のときは9時から12時までの、12時から17時までのときは13時から17時までの、17時後のときは17時から21時までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

4 ふれあいホールの貸切利用料金

区 分		9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで
入場料等を徴収しない場合		円 3,830	円 5,100	円 6,380	円 8,920	円 11,470	円 15,310
入場料等を徴 収する場合	興行として行うものでない場合	5,730	7,650	9,560	13,400	17,200	22,950
	興行として行うものである場合	11,470	15,310	19,130	26,770	34,440	45,900

備考1 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。

2 9時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合は、その超える時間1時間につき、9時前のときは9時から12時までの、12時から17時までのときは13時から17時までの、17時後のときは17時から21時までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

表2 附属の設備の利用料金

区 分		単 位	利用料金
屋外照明設備	テニスコート	全面使用	実費を基準として知事が定める額
		区分使用	
	アーチェリー場	貸切使用	
ふれあいホール	照明設備		円 940
	音響設備		1式1時間までごとに 650
	グランドピアノ		1式1時間までごとに 1,070

2 利用料金の適用年月日

令和6年10月1日